

『マイナンバー制度』って何だか不安です…

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、平成28年1月から『社会保障・税・災害対策』の行政手続で使用が始まります。

今年10月からは、住民票を有する皆さんにマイナンバー(12桁の番号)を通知します。最近では、新聞やテレビなどでマイナンバーについて見聞きすることが増えてきました。皆さんが気になるマイナンバー制度の安全対策について、うみえもんの質問にマイナちゃんが答えます。

マイナンバーや個人情報が外部に持ち出しされないの？

番号法の規定によるものを除いて、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成は禁止されています。さらに、法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっています。

マイナンバーが漏えいしたら、『なりすまし』をされて、悪用されないの？

マイナンバーを使って社会保障や税などの手続を行う際には、個人番号カードや運転免許証など、顔写真つきの身分証明書等により、本人確認を厳格に行うことが義務づけられています。もし、マイナンバーが漏えいしても、マイナンバーだけで手続を行うことはできません。

自分のマイナンバーが付いた個人情報が、適正に使われているかどうか心配です。

平成29年1月から、マイナンバーを含む自分の個人情報が、いつ、どこでやりとりしたのかを確認できる『マイナポータル』が稼働予定です。マイナポータルは、自宅のパソコン等から利用できるように準備が進められています。

自分のマイナンバーをどのように気をつけて取り扱ったらいいの？

マイナンバーは生涯にわたって使う番号なので、カードを紛失したり、漏えいしないように大切に保管してください。マイナンバーは、法律や条例で定められた手続以外に使用することはありませんので、むやみに他人にマイナンバーを教えないようにしてください。

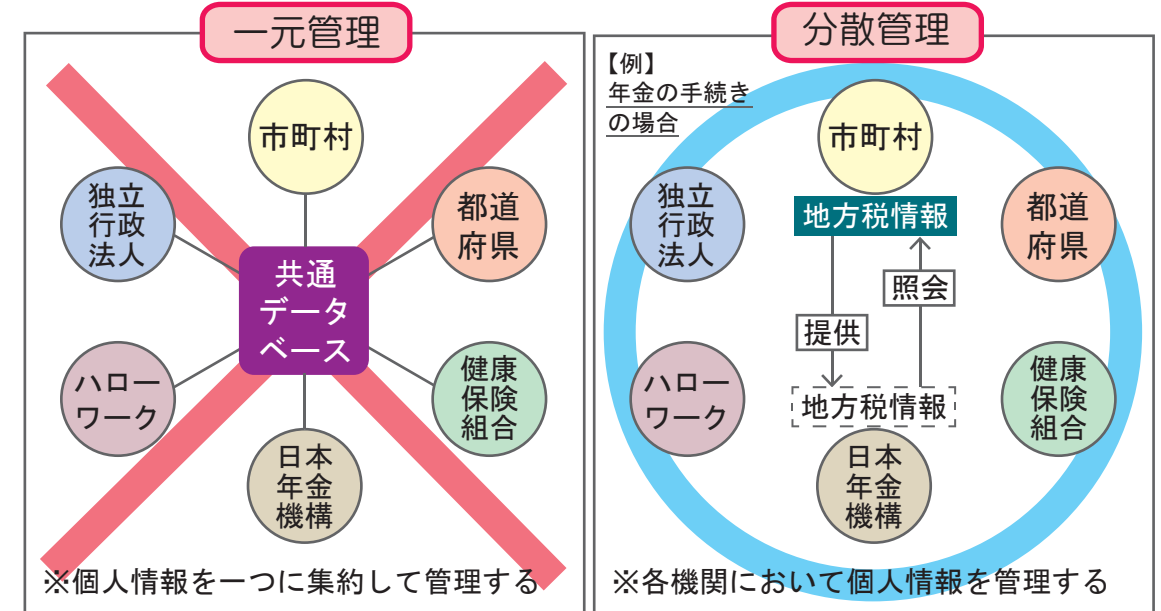
【マイナンバーの詳細はこちら】

- マイナンバーに関するホームページ
『マイナンバー-社会保障・税番号制度』<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/>
- マイナンバーに関する問い合わせ

コールセンター ☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
※平日9時30分から17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

さまざまな手続において、添付書類が省略できるようになると言われているけれど、個人情報を特定の機関にまとめて管理(一元管理)するの？

個人情報は今までどおり各機関で管理し、必要な情報を必要な時だけやりとりする『分散管理』をします。個人情報を集約した共通のデータベースを構築するわけではありません。万が一漏えいしたとしても、芋づる式に抜き出せない仕組みになっています。



分散管理している機関からマイナンバーが漏えいしないの？

マイナンバーを取り扱う機関は、第三者委員会である特定個人情報保護委員会により、適正に管理されているか監視監督されます。